

お知らせ

令和2年農業日誌などの購入予約申し込みを受け付けます

農作業暦や野菜栽培のコツ、家計簿の付け方に地域の郷土料理まで、生活に役立つ情報が満載の各日誌の購入予約申し込みを受け付けます。

種類と価格(全て税込み価格)

▽農業日誌1232円

▽ファミリー日誌1232円

▽新農家暦440円

申込期限 10月15日(火)

申し込み・問い合わせ 企画課

政策調整係 ☎内線4035へ

都市計画変更関係図書を縦覧しています

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、清水町南部地区の地区計画を8月30日付で変更しましたので、関係図書を長期縦覧しています。

なお、市ホームページでも詳細を見ることが出来ます。

縦覧場所 都市計画課計画係、

県都市計画課

問い合わせ 都市計画課計画係

☎内線4121へ

都市計画用途地域の変更および地区計画の決定(原案)の縦覧について

市では、都市計画マスタープランに基づき、地域の持続的な発展と良好な市街地環境の形成に向け、都市計画用途地域の変更および地区計画の決定に係る検討を次のとおり行っています。

検討力所 東原新町および上原町

のZACROSアリーナ

また(市民体育館、保健福祉

センター、利根沼田文化会館、

沼田東小学校および沼田中学

校を含む地区

検討内容 ZACROSアリー

ナぬまた(市民体育館)や利根

沼田文化会館などスポーツや

学習などで利用する文教施設

が集まる地区のため、文教施

設の集積をさらに進め将来に

わたって維持できるように、

用途地域を「第一種中高層住

居専用地域」から「準住居地域

」に変更します。また、用途

地域の変更に併せて地区計画

の指定を行い、良好な地区環

境の形成を図ります

■原案が閲覧できます

とき 10月25日(金)から11月8

日(金)までの午前8時30分、

午後5時15分(土・日曜日、

祝日を除く)

ところ 都市計画課

内容 東原新町・上原町文教・

業務地区の用途地域変更お

よび地区計画決定

■公聴会を開催します

原案について、公聴会を開催

します。意見のある人は直接意

見を述べる事ができます。

とき 11月19日(火)午後7時

ところ テラス沼田4階防災会

議室401

申し出 10月25日(金)から11月

8日(金)までに住所、氏名、年

齢、職業、電話番号、意見の要

旨(400字以内)を記載した

書面を提出してください。公

述申出書の様式は閲覧場所に

用意します。公述人を選定後、

該当者には事前に通知します。

会場などの制約で人数を制限

することがあります

※公述人がいない場合は公聴会

は行われません

■地区計画に対して意見書が提

出できます

対象 計画区域内の土地所有

者、利害関係者など

提出方法 11月11日(月)から18

日(月)までに住所、氏名、年

齢、職業、電話番号、意見を

記載した書面を都市計画課へ

10月6日(日)から県最低賃金は時間額835円に改正されます

県最低賃金は、県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。また、特定の製造業は、県最低賃金より時間額が高い特定(産業別)最低賃金が定められています。

※中小企業・小規模事業者の人の賃金引き上げを支援する「業務改善助成金」があります。

詳しくは群馬労働局雇用環境・均等室 ☎027(896)

4739へ

問い合わせ 群馬労働局労働基

準部貸金室 ☎027(896)

4737、沼田労働基準監督

署 ☎0323へ

野焼きは違法行為です

廃棄物の野焼きは一部の例外を除き法律で禁止されています。ドラム缶や穴を掘ったごみの焼却なども同様の行為です。

なお、消防署への「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出」は、野外焼却の許可ではありません。

■野焼きの例外

▽農林業や漁業のため、やむを

得ず行われる軽微な焼却

▽日常生活で通常行われる軽微な焼却(キャンプファイアなど)

▽風俗習慣上、または宗教上の行事を行うために必要な焼却(どんど焼きなど)

▽消火訓練の焼却や災害予防などに必要な焼却

※例外であっても、ビニールなど有害物質を発するものの焼却は禁止です

問い合わせ 利根沼田森林環境

事務所 ☎04481、環境課

環境係 ☎内線3072へ

消防団の点検

消防団員と消防団車両が集合し、姿勢や服装、機械器具やラッパ隊の点検をはじめ、部隊および各個訓練、ポンプ操法、分列行進などさまざまな訓練が展開されます。

中継送水・放水訓練では色水が放水され、大変見応えがあります。

消防団員は、仕事を持ちながら火災予防や教育訓練活動を行い、火災や風水害が発生したときには、いち早く出動し、被害の軽減に努めるなど、市民の安



不正軽油110番情報をお寄せください

軽油に灯油や重油を混ぜたり、灯油や重油をそのまま自動車の燃料として使用すると地方税法違反となる場合があります。不正軽油を製造や販売、使用していると思われる情報がありましたらご連絡ください。

問い合わせ 不正軽油110番(前橋行政県税事務所県税課 軽油広域調査係) ☎027(231)2801へ

問い合わせ 都市計画課計画係

☎内線4121へ

森林の立木を伐採する際には届け出が必要です

貴重な財産である森林を無秩序に伐採することは、森林の多様な機能を損なうだけでなく、さまざまな災害を引き起こすなど私たちの生活に多大な影響を及ぼします。

森林法第10条の8では、森林の立木の伐採前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を市長へ提出すること、伐採後の造林が完了したときは事後に森林の状況の報告を義務付けています。

届け出が必要な森林 地域森林計画の対象となっている森林

※保安林を除く

届け出者 森林所有者

届け出期限 伐採を行う90日、30日前まで

問い合わせ 農林課農林振興係

☎内線5013へ

森林の土地の所有権移転などの届け出制度について

■群馬県水源地域保全条例による森林の土地売買などの所有権移転の場合

提出先 利根沼田森林環境事務

所

届け出期限 契約締結予定日の30日前まで

※事前に届け出が必要です

■森林法による売買・相続・贈与などで新たに森林の土地を取得された人

提出先 農林課農林振興係

届け出期間 土地の所有者とな

った日から90日以内

問い合わせ 利根沼田森林環境

事務所 ☎04481、県林政

課 ☎027(226)3216、

農林課農林振興係 ☎内線50

13へ

10月の健康テレホンサービス

膝の痛み
自律神経失調症
子宮がんと子宮筋腫
親知らずは抜くべきか
補聴器の選び方
歯科の生活習慣病
【直接相談タイム】直接医師が電話にじます。
日時 10月9日(水)午後7時30分～9時/科目 歯科
■☎027(234)4970を回すと約3分間の健康講話が聞けます。このサービスにて音声提供された後の原稿の閲覧と相談の受け付けをインターネットでも行っています。
ホームページ <http://www.raijin.com/kenko/>

(広告)

(広告)